

避難の対象となる住民への措置

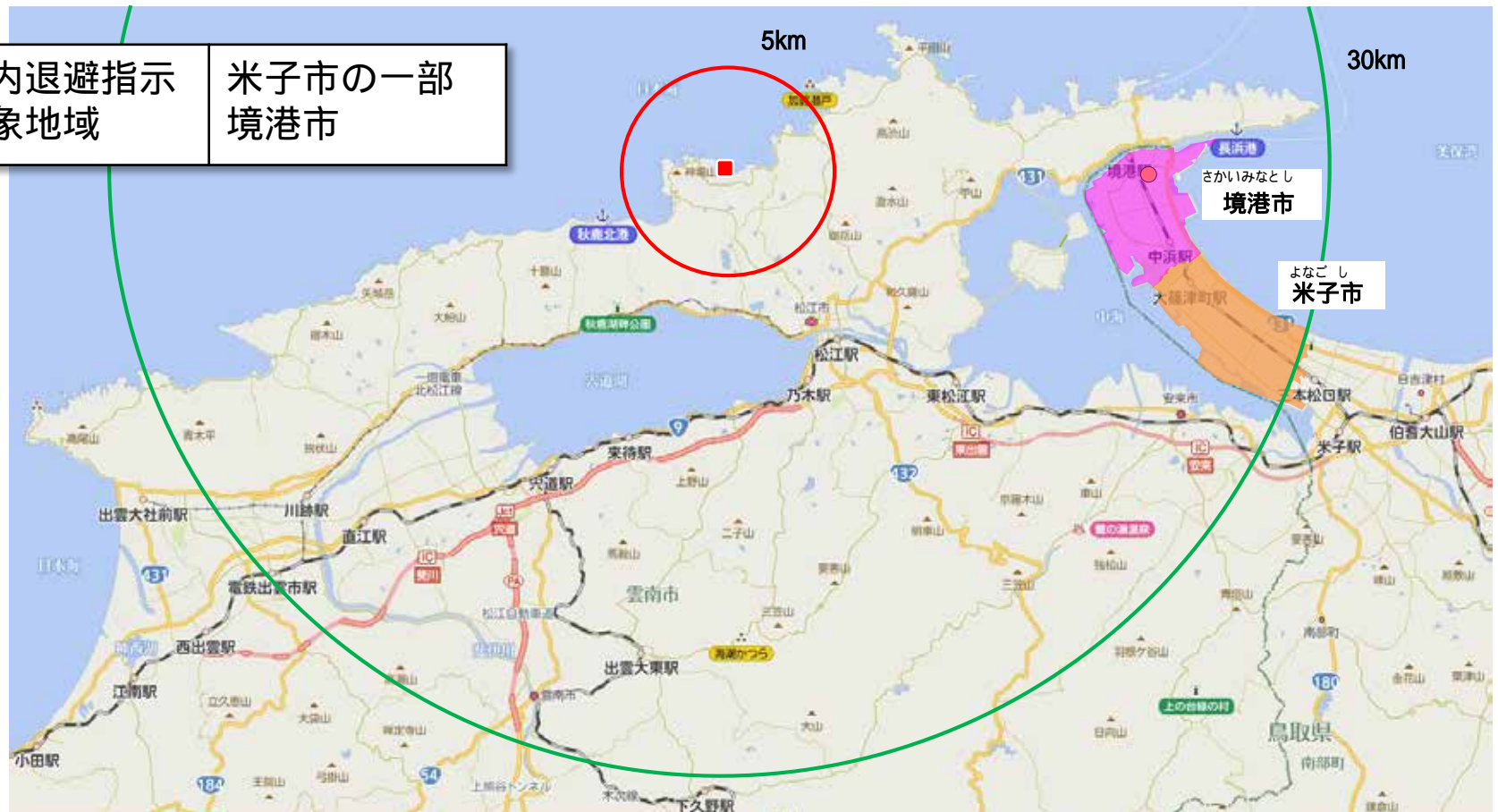
1 対象の住民なし。

屋内退避の対象となる住民への措置

1 中国電力株式会社島根原子力発電所のU P Zに含まれる地域の住民は、屋内退避を実施。

屋内退避指示
対象地域

米子市の一部
境港市



言川 糸束

指 示

令和元年11月9日11時00分

島根県知事 殿
鳥取県知事 殿
松江市長 殿
出雲市長 殿
安来市長 殿
雲南市長 殿
米子市長 殿
境港市長 殿

内閣総理大臣 安倍 晋三

中国電力株式会社島根原子力発電所第2号機で発生した事故に関し、原子力災害対策特別措置法第15条第3項の規定に基づき下記のとおり指示する。

記

- 中国電力株式会社島根原子力発電所のPAZの住民及び一時滞在者は、安定ヨウ素剤の配布を受け服用し、避難すること。また、避難の実施により健康リスクが高まる要配慮者は、引き続き屋内退避すること。
- 中国電力株式会社島根原子力発電所のUPZの住民及び一時滞在者は、屋内退避を実施すること。
- 屋内退避にあたっては、地震による家屋の倒壊等により自宅での屋内退避の実施が困難な場合は、地震による影響がない安全な近隣の指定避難所等における屋内退避等を実施すること。
- 中国電力株式会社島根原子力発電所のPAZ及びUPZの住民、一時滞在者その他公私の団体等は、防災行政無線、ラジオ、テレビ等による情報に注意すること。

(別紙)

安定ヨウ素剤の服用に当たって

1. 服用対象者

一時滞在者等も含め、指示を受けた地域に所在する者は服用すること。特に、以下の者は服用を優先すること。

- ・妊婦
- ・授乳婦
- ・未成年者（乳幼児を含む。）

2. 服用回数

1回を原則とする。

なお、2回目の服用を考慮しなければならない状況では、原子力規制委員会の判断に基づいた原子力災害対策本部又は地方公共団体の指示に従うこと。

3. 服用量及び服用方法

以下の表¹に示す。

¹ 安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって（令和元年7月3日 全部改正）

対象者	ヨウ素量(mg)	ヨウ化カリウム量(mg)	ヨウ化カリウム製剤
生後1か月未満	12.5	16.3	ゼリー剤(16.3mg)1包
生後1か月以上3歳未満	25	32.5	ゼリー剤(16.3mg)2包 又は ゼリー剤(32.5mg)1包
3歳以上13歳未満	38	50	丸剤(50mg)1丸
13歳以上	76	100	丸剤(50mg)2丸

丸剤の服用が困難な者は、ゼリー剤又は散剤を水等にて溶解した液体を用いることができる。

4. 副作用に対する対応

アナフィラキシーショックを含む急性のアレルギー反応は極めてまれではあるが、地方公共団体は、救護所等での体制整備や受入可能な医療機関との連携等に努め、適切な対応を行うこと。

甲状腺ホルモンの分泌異常による中長期的な健康影響は、単回服用で生じる可能性は極めて低いが、新生児が服用した場合の甲状腺機能低下症は経過観察する等の配慮を行うこと。

参 考



区分	都道府県名	市町村名
PAZ	しまねけん 島根県	まつえし 松江市の一部 ()
UPZ	しまねけん 島根県	まつえし 松江市の全域 (を除く)
		いずもし 出雲市の一部
		やすぎし 安来市の一部
		うんなんし 雲南市の一部
	とっとりけん 鳥取県	よなごし 米子市の一部
		さかいみなとし 境港市の全域



総理による原子力緊急事態宣言



原子力災害対策本部・非常災害対策本部合同会議



原子力災害対策本部・非常災害対策本部合同会議





オフサイト総括の活動



オフサイト総括への報告



広報官による記者会見



総括班の活動



運営支援班の活動



広報班の活動



国際班の活動



プラント班の活動



放射線班の活動



住民安全班の活動



医療班の活動



実動対処班の活動



総括班と放射線班の調整



放射線班と住民安全班の調整



第1回原子力災害合同対策協議会（PAZ避難、UPZ屋内退避指示）





総括班の活動



運営支援班の活動



広報班の活動



放射線班の活動



住民安全班の活動



医療班の活動



実動対処班の活動



プラントチームの活動